

平成 26 年度末に中期目標期間が終了する 12 法人の主な論点

〔第 1 WG 担当〕

- 国立健康・栄養研究所 1
- 医薬基盤研究所 2
- 年金積立金管理運用 5

〔第 2 WG 担当〕

- 産業技術総合研究所 6
- 日本貿易振興機構 7

〔第 3 WG 担当〕

- 日本原子力研究開発機構 8

〔第 4 WG 担当〕

- 国立がん研究センター 10
- 国立循環器病研究センター 11
- 国立精神・神経医療研究センター 12
- 国立国際医療研究センター 13
- 国立成育医療研究センター 14
- 国立長寿医療研究センター 15

平成 26 年度末に中期目標期間が終了する 12 法人の主な論点

(第1WG)

主務府 省	法人名	主な業務	主な論点	備考
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	<ul style="list-style-type: none"> • 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究 • 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究 • 食品の栄養生理学上の試験 • 国民健康・栄養調査の実施に関する事務 • 収去された食品の試験等 	<p>1) 医薬基盤研究所との統合により、食品から医薬品に至る領域をカバーする法人になることが期待されるが、それぞれの研究所の特性や高度な専門性を生かし、新たな共同研究の実施や、研究ユニットの組み替えについて検討すべきではないか。</p> <p><平成 17 年度勧告の方向性 (抄) ></p> <ul style="list-style-type: none"> • ①生活習慣病の予防のための運動と食事の併用効果に関する研究、②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究、③いわゆる健康食品を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究などの研究分野に特化・重点化 <p>2) それぞれの研究シーズに関する情報を共有する仕組みを構築し、研究シーズの利活用を図るべきではないか。</p> <p><平成 17 年度勧告の方向性 (抄) ></p> <ul style="list-style-type: none"> • 同上 <p>3) 特別用途食品の収去試験は、平成 23 年度及び平成 24 年度に実績はなく、今後も見込まれないのであれば、既に登録試験機関(民間)が参入している特別用途表示許可試験と同様登録試験機関の活用を進め、研究所の業務としては縮小し、研究所は登録試験機関の試験レベルの維持(精度維持等)に特化すべきではないか。</p> <p><平成 22 年度勧告の方向性 (抄) ></p> <ul style="list-style-type: none"> • 検査方法が標準化されたものその他研究所が行わずとも民間の登録試験機 	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 27 年 4 月 1 日、国立健康・栄養研究所と医薬基盤研究所が統合し、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所が発足。

主務府 省	法人名	主な業務	主な論点	備考
			<p>関において対応可能な試験（収去試験を含む）については、積極的に登録試験機関を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点化 <p>4) 少子高齢化が進む中、生活習慣病を予防し、健康な老後を実現することにより医療費の抑制を図る観点から、年齢層別に、①どの程度の運動量が必要か、②どのような食事摂取が望ましいかについて重点的に研究を進め、国民に分かりやすく発信すべきではないか。</p> <p>5) ヒューマンカロリーメーター(注)の年間の稼働状況が少なく、更なる外部利用が可能ではないか。これにより、自己収入の増加を図るべきではないか。</p> <p>(注) 24時間代謝測定室</p>	
厚生労働省	医薬基盤研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤的技術研究 ・生物資源研究 ・革新的な医薬品・医療機器の製品化・実用化を目指す研究に対する資金提供（先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業） ・希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器に関する研究への助成金の交付及び指導・助言 ・ベンチャー企業による実用化段階にある画期的な医薬品及び医療機器の研究に対する資金提供（実用化研究支援事業・平成23年度廃止） 	<p>1) 国立健康・栄養研究所との統合の効果を最大限発揮できるような研究テーマを設定するとともに、研究者の交流を図りつつ、人員等の研究資源を適正に配置すべきではないか。</p> <p><平成21年度勧告の方向性（抄）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的技術研究、生物資源研究については、より効率的かつ効果的に画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図る内容とする。 <p>2) 知財戦略を明確化するとともに、研究成果の最大化を図るべきではないか。</p> <p><平成21年度勧告の方向性（抄）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同上 <p>3) 研究成果が実用化につながるよう、アカデミアや製薬会社など関係機関との</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月に発足する独立行政法人日本医療研究開発機構に、医薬基盤研究所が所掌する創薬支援に係る業務（助言や戦略策定支援）及び資金提供業務（先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業）を移管。

主務府 省	法人名	主な業務	主な論点	備考
		<ul style="list-style-type: none"> • 旧医薬品機構から引き継いだ承継事業（出融資事業） • 創薬に係る助言や戦略策定支援及びスクリーニング（技術支援） 	<p>ネットワークを積極的に構築すべきではないか。</p> <p><平成 21 年度勧告の方向性（抄）></p> <ul style="list-style-type: none"> • 同上 <p>4) バンク事業については、類似のバンク事業を実施している独立行政法人との役割分担や、バンク間の相互連携をすべきではないか。また、他のバンクとの共同管理の余地はないか。</p> <p><平成 21年度勧告の方向性（抄）></p> <ul style="list-style-type: none"> • 生物資源研究については、他の研究機関が行う研究資源の開発・提供状況や利用者ニーズを踏まえた研究リソースの収集・保存・提供。 <p>5) 薬用植物資源研究センターの研究部が北海道、筑波及び種子島の3か所にあるが、それぞれ真に必要なのか。</p> <p><平成 21 年度勧告の方向性（抄）></p> <ul style="list-style-type: none"> • 同上 <p>6) 先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業(委託事業)は日本医療研究開発機構に移管される一方で、希少疾病用医薬品等開発振興事業(助成金事業)がなぜ基盤研に残るのか。</p> <p>7) <u>研究振興勘定の繰越欠損金の解消の見通し</u>、今後の予定について、いつまでに、どのような手段で解消していくのか。</p> <p><平成 21 年度勧告の方向性（抄）></p> <ul style="list-style-type: none"> • 次期中期目標期間中に、民間の医薬品や医療機器の開発を支援する方策としての有用性、有効性を検証し、同事業の在り方について見直す • 繰越欠損金の解消を図るため、その事業化の進ちょく状況をフォローし、 	

主務府 省	法人名	主な業務	主な論点	備考
			<p>遅延している要因を分析し、適切な指導・助言を行う</p> <p>8) <u>承継勘定の繰越欠損金の解消の見通し</u>、今後の予定について、いつまでに、どのような手段で解消していくのか。</p> <p><平成 21 年度勧告の方向性（抄）></p> <p>・出資法人に対し収益最大化のための指導を引き続き実施するとともに、期待される収益が管理コストを上回る可能性のない出資法人については、速やかに解散整理等の措置を講ずる</p> <p>9) 日本医療研究開発機構に移管される創薬支援業務と医薬基盤研究所に残る創薬支援業務との違いは何か。</p> <p>10) 省庁横断的な日本医療研究開発機構が新設されるのに、なぜあえて健栄研と基盤研の統合法人を残すこととしたのか。</p> <p>11) 研究での不正やバンク事業での試料の取り違えなどが起きないよう、組織として <u>内部統制のルール</u> が必要ではないか。</p> <p>12) 基盤研の研究施設は、種子島や北海道など様々な場所に置かれており、<u>組織全体で実質的な内部統制</u> が機能する仕組みを構築することが必要ではないか。</p>	

主務府 省	法人名	主な業務	主な論点	備考
厚生労働省	年金積立金管理運用独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> 年金積立金の管理及び運用 	<p>1) 日本再興戦略(H26.6.24 閣議決定)では、「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」報告書を踏まえ、基本ポートフォリオの適切な見直し、高度で専門的人材の確保等、運用委員会の体制整備等必要な措置を迅速かつ確実に実施していくこととされたが、これらを踏まえた検討を加速し、遅くとも次期中期目標期間開始までに一定の結論を出すべきではないか。</p> <p>2) 専門人材の育成・確保を進めるに当たり、具体的な部署・業務ごとに求められる能力を検証すべきではないか。また、当該専門人材の確保にあたり、報酬体系の見直しを行う場合は、十分な説明責任を果たすべきではないか。</p> <p><平成 21 年度勧告の方向性（抄）></p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的知識・経験を有する者の採用・育成に努める <p>3) アクティブ運用は、超過収益率を十分に確保できる場合に採用するとされている中、資産クラスによっては、長期的に超過収益率がマイナスとなっているケースが存在するのはなぜか。</p> <p>4) 年金積立金の管理運用手法の高度化等を進めるための調査研究等を実施しているが、その成果をどのように業務に活かしているのか。また、今後は外部機関へ調査研究を委託するのではなく、法人内で調査研究を実施できるような専門人材の育成・確保が必要ではないか。</p>	

平成 26 年度末に中期目標期間が終了する 12 法人の主な論点

(第2WG)

主務府 省	法人名 ※は特定独法	主な業務	主な論点	備考
経済産 業省	産業技術総合 研究所	・ 鉱工業の科学技術に関する 研究及び開発並びにこれら に関連する業務を行う等	<p>1) 産総研の研究の中で真に世界に冠たる研究と位置づけられる研究分野を明確化し、資源を当該分野に特化限定するなど組織強化のための見直しが必要ではないか。</p> <p>また、次期中期目標期間においては、産総研のミッションである基礎研究から応用研究への橋渡し研究を的確に評価するため、研究分野ごとの外部資金獲得額等を示した上で次期の目標を示すべきではないか。</p> <p>2) 産総研の地域センターは、地域の産業集積や地域特性に基づいて研究分野の重点化を進めてきたとされている。次期中期目標では、各地域センターの重点分野をさらに明確に位置づけ、つくば本所との連携を行い研究成果の最大化を図るべきではないか。</p> <p>また、地域の産学官連携拠点として産総研でなければならない機能に照らして果たすべき目標を明確にするべきではないか。</p> <p>3) 産総研は広く日本の産業技術の発展に寄与することが求められることから、トップマネジメントをより一層効果的に発揮し、今般、福島再生可能エネルギー研究所が設立された経緯等を踏まえその強化に努めるべきである。また、次期中期目標期間中に重点化する研究分野に必要な研究資源の集約化等を進めるべきではないか。</p>	

平成 26 年度末に中期目標期間が終了する 12 法人の主な論点

(第2WG)

主務府 省	法人名	主な業務	主な論点	備考
経済産 業省	日本貿易振興機 構	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援 ・対日投資促進 ・アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等（調査・研究・情報提供・情報発信） 	<p>1) 本法人は、国内事務所を40箇所、海外事務所を74箇所所有し、広域ネットワークを構築している。戦略性及び必要性を踏まえ、各事務所の業務量や業務内容について、職員や事務所の配置を見直した上で、ジェトロでしか実施できない業務へ重点化するべきではないか。</p> <p>また、人材の育成に努め、職員の専門性を高めていくべきである。</p> <p><平成 22 年度勧告の方向性（抄）></p> <p>・序文において、新興市場に向けた積極果敢なアプローチが求められ、本法人が果たすべき役割も新たな局面に突入していることを指摘。</p> <p>2) 日本企業の海外展開支援や対日投資促進の重要性が増してきており、他の公的機関や民間との役割分担が必要とされていることを踏まえ、本法人の成果指標として、海外展開社数や対日投資額といったアウトカム指標を設定するべきではないか。</p> <p>3) アジア経済研究所について、運営費交付金により新興国等の地域研究を行っているが、ジェトロとの統合を踏まえ、本法人の事業への貢献とともに、国の政策への貢献に重点を置いた研究の強化を行うべきではないか。</p>	

平成 26 年度末に中期目標期間が終了する 12 法人の主な論点

(第3WG)

主務府 省	法人名	主な業務	主な論点	備考
文 部 科 学 省	日本原子力研究 開発機構	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力に関する基礎的研究、応用の研究 ・高速増殖炉に関する研究開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。） ・核燃料物質の再処理に関する技術の研究開発 ・高レベル放射性廃棄物の処理・処分に関する技術の研究開発 ・上記業務に係る成果の普及・活用の促進、原子力に関する情報を収集・整理・提供 	<p>1) 今後のわが国のエネルギー政策の中で、①機構でしか担い得ない研究開発内容や成果を得る時期、②国や民間、他の研究開発機関との役割分担等を明確化し、研究開発業務の見直しや、合理化・重点化をすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「もんじゅ」については、今中期目標期間中における事故等により、現時点においても運転を停止しており多額の維持管理経費を要している状況を踏まえ、<u>i) 保守管理の在り方の見直し、事故防止対策の具体化、ii) 再稼動及び今後の研究開発の内容等具体的な工程表の策定、iii) 国民の理解を得るための十分な説明</u> ・ 高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する研究開発については、研究開発拠点が最終処分場となり得ないこと等を踏まえ、<u>最終処分事業を実施する機関等への移管を検討</u> ・ 量子ビーム、I Sプロセスを用いた水素製造技術の研究開発など、原子力に関する研究開発とは関係性が薄いと考えられるものについては、<u>真に機構が担うべきものを厳選し、それ以外は他の研究機関に移管</u> <p><平成 21 年度勧告の方向性></p> <p>「もんじゅ」については、長きにわたり運転を停止しており、当初予定していた高速増殖炉サイクル研究開発が行われていない一方、施設の維持管理等に多額の経費が費やされ国民の期待と信頼を大きく損ねる結果となっていることから、今後、高速増殖炉サイクル研究開発の実施に当たっては、i) 停止期間中の経費や研究成果等についての国民に対する十分な説明、ii) 今後の研究開発の取組方針・計画等の具体化・明確化、iii) 事故等による研究開発の遅延の防止の措置を講ずるものとする。</p> <p>2) 「もんじゅ」におけるナトリウム漏洩事故、加速器等の実験施設群「J-PARC」における放射性物質漏洩事故などの発生を踏まえ、原子力に関する研究開発を行う法人として、特に安全管理など組織的なガバナンス体制強化のための取組を一層徹底すべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構全体としてのリスク管理体制の徹底のための問題点・課題の明確化、それを踏まえ、新制度下で原子力に関する研究開発を行う法人として、<u>より一層、安全に関する意識改革の徹底、知識・ノウハウ等の蓄積のための取組の強化</u> 	

主務府 省	法人名	主な業務	主な論点	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの原子炉における安全管理に関する研究開発成果や、今後行っていくものについて、<u>国民の理解を得るための十分な説明</u> <p>3) 展示施設など、将来の研究開発に当たって必ずしも必要ではないと考えられる施設等を多数保有しており、その維持管理経費は多額に上っていることから、これらについて徹底した処分等を行うべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示施設9施設のうち、既に展示施設を廃止した6施設については <u>国庫納付等の手続きを推進</u>。また、残りの3展示施設についても、<u>速やかに展示施設機能の廃止、施設の国庫納付等を具体化</u> ・ 宿舍等の処分可能な資産についても <u>引き続き積極的に処分を推進</u> <p><平成21年度勧告の方向性></p> <p>展示施設等については、i) 展示施設等以外の手段による地元理解の促進を図る方法の検討も含め、低コストで効果が上がる方策の検討、ii) 展示施設等の更なる利用効率の向上を図る観点から、目標設定も含めアクションプランの見直し、iii) 「テクノ交流館リコッティ」について効率的な運営を進める観点から、同施設の在り方について抜本的に見直しを行うものとする。</p> <p>分室については、i) 青山分室について、緊急時に必要な機能や位置付けについて国民に納得の得られる説明ができない場合は廃止、ii) 東海分室と阿漕ヶ浦分室など近隣に複数の分室が存在する場合は売却等を含めその在り方について抜本的に見直しを行うものとする。</p> <p>機構では、43の研究施設・設備に係る廃止措置実施計画を策定し、順次着手してきているが、廃止措置対象となっていない研究施設・設備について、更なる研究施設・設備の廃止も含め、その在り方について継続的に見直すものとする。</p> <p>4) その他の論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島への対応に関する研究開発について、<u>内容、成果の時期等の明確化</u> ・ 核融合に関する長期的な研究開発に関する施設・設備の <u>移管の検討</u> ・ 他の研究機関等からの利用需要が高い施設について、自己収入確保の観点から <u>利用料の見直し</u> ・ 契約に関する一層の透明性・効率性の確保のための取組 	

平成 26 度末に中期目標期間が終了する 12 法人の主な論点

(第4WG)

主務府 省	法人名 ※は特定独法	主な業務	主な論点	備考
厚生労働省	国立がん研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・ がんその他の悪性新生物に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・ がんその他の悪性新生物に係る医療に関する技術者の研修 ・ 上記業務に係る成果の普及及び政策の提言 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出すべきではないか。 2) 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究・開発に重点化すべきではないか。 3) 本法人は、業務に密接に関連する医療を提供することになっているが、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中期目標において役割等を明確にすべきではないか。 4) 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直すべきではないか。 5) 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを更に活用することにより、医療の均てん化等に取り組むべきではないか。 6) バイオバンク整備事業について、国立高度専門医療研究センター間等の連携を強化するとともに、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組むべきではないか。 	

主務府 省	法人名 ※は特定独法	主な業務	主な論点	備考
厚生労働省	国立循環器病研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・循環器病に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・循環器病に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・循環器病に係る医療に関する技術者の研修 ・上記業務に係る成果の普及及び政策の提言 	<ol style="list-style-type: none"> 1)「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出すべきではないか。 2)国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究・開発に重点化すべきではないか。 3)本法人は、業務に密接に関連する医療を提供することになっているが、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中期目標において役割等を明確にすべきではないか。 4)人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直すべきではないか。 5)担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むべきではないか。 6)バイオバンク整備事業について、国立高度専門医療研究センター間等の連携を強化するとともに、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組むべきではないか。 	

主務府 省	法人名 ※は特定独法	主な業務	主な論点	備考
厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神・神経疾患等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・ 精神・神経疾患等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・ 精神・神経疾患等に係る医療に関する技術者の研修 ・ 上記業務に係る成果の普及及び政策の提言 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出すべきではないか。 2) 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究・開発に重点化すべきではないか。 3) 本法人は、業務に密接に関連する医療を提供することになっているが、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中期目標において役割等を明確にすべきではないか。 4) 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直すべきではないか。 5) 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むべきではないか。 6) バイオバンク整備事業について、国立高度専門医療研究センター間等の連携を強化するとともに、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組むべきではないか。 7) 次期中期目標において、繰越欠損金の削減目標とともに、具体的な繰越欠損金解消計画を策定することを明記すべきではないか。 	

主務府 省	法人名 ※は特定独法	主な業務	主な論点	備考
厚生労働省	国立国際医療研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・ 感染症その他の疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・ 医療に係る国際協力に関する調査及び研究 ・ 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関する技術者の研修 ・ 上記業務に係る成果の普及及び政策の提言 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出すべきではないか。 2) 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究・開発に重点化すべきではないか。 3) 本法人は、業務に密接に関連する医療を提供することになっているが、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中期目標において役割等を明確にすべきではないか。 4) 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直すべきではないか。 5) 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むべきではないか。 6) バイオバンク整備事業について、国立高度専門医療研究センター間等の連携を強化するとともに、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組むべきではないか。 7) 次期中期目標において、繰越欠損金の削減目標とともに、具体的な繰越欠損金解消計画を策定することを明記すべきではないか。 	

主務府 省	法人名 ※は特定独法	主な業務	主な論点	備考
厚生労働省	国立成育医療研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成育に係る疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・ 成育に係る疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・ 成育に係る疾患に係る医療に関する技術者の研修 ・ 上記業務に係る成果の普及及び政策の提言 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出すべきではないか。 2) 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究・開発に重点化すべきではないか。 3) 本法人は、業務に密接に関連する医療を提供することになっているが、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中期目標において役割等を明確にすべきではないか。 4) 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直すべきではないか。 5) 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むべきではないか。 6) バイオバンク整備事業について、国立高度専門医療研究センター間等の連携を強化するとともに、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組むべきではないか。 	

主務府 省	法人名 ※は特定独法	主な業務	主な論点	備考
厚生労働省	国立長寿医療研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加齢に伴う疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発 ・ 加齢に伴う疾患に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発に密接に関連する医療の提供 ・ 加齢に伴う疾患に係る医療に関する技術者の研修 ・ 上記業務に係る成果の普及及び政策の提言 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)の指摘を踏まえ、国立高度専門医療研究センター6法人の統合など、組織の在り方について検討を行い、可能な限り早期に結論を出すべきではないか。 2) 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を明確にしたうえで、本法人として取り組むべき研究・開発に重点化すべきではないか。 3) 本法人は、業務に密接に関連する医療を提供することになっているが、国立研究開発法人としての医療の提供業務の在り方について検討し、次期中期目標において役割等を明確にすべきではないか。 4) 人材育成について、より医療の均てん化に資するような事業内容に見直すべきではないか。 5) 担当する疾患についての医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むべきではないか。 6) バイオバンク整備事業について、国立高度専門医療研究センター間等の連携を強化するとともに、外部への提供を拡大するなど、バイオリソースの一層の活用に取り組むべきではないか。 	